

答 申

平成 29 年度補助金等の適正化について

平成 29 年 9 月 28 日

流山市補助金等審議会

目 次

はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
1．補助金等の現状・・・・・・・・・・・・・・・・	1～4
2．審査対象補助金等、審査日程及び判断基準等・・・・・・・・	4～6
3．審査対象補助金等の審査結果・・・・・・・・	6
4．補助金等のあり方及び本市補助金等の改善点について・・・・・・・・	6～9
おわりに・・・・・・・・・・・・・・・・	9～10
(別表1)	
平成29年度「ヒアリング補助金等」に対する評価一覧・・・・・・・・	11～18
(別表2)	
平成29年度「書面審査補助金等」に対する評価一覧・・・・・・・・	19～26

はじめに

多くの自治体において人口減少が進行している中、流山市は、平成 15 年から市が推進した「子育て世代の共働き夫婦」をターゲットとしたマーケティング戦略と、平成 17 年 8 月の「首都圏新都市鉄道つくばエクスプレス」の開業効果等が相俟って、常住人口が平成 19 年 4 月時点の約 155 千人から平成 29 年 4 月には約 182 千人と、この 10 年間で実に約 27 千人増加し、さらに今なお増加が続いている状況にあります。しかも転入者の多くが 30 歳～40 歳台の若年層世代が中心となっていることから、今後さらなる活性化が期待される自治体の一つといえます。

しかし、その一方で、常住人口の増加は本市の財政運営にも大きく影響することとなり、特に各種の福祉関係費用は住民増に比例して増加することは必至となってまいります。例えていえば、転入された若年層の方々の多くが子育て世代であることは、必然的に保育施策をはじめとした子育て支援施策の一層の拡充・強化が求められることとなりますが、これはその最たるものといえましょう。また、一方で高齢化の波は止まることなく、その関連経費等が増加の一途を辿ることも避けられません。

その中において本市が従来から実施している各種福祉関係施策(保育・子育て支援、高齢者・障害者支援等々)をはじめとした市民サービスをいかに逆行させることなく継続して実施することができるかが今後の大きな課題となってまいります。いうまでもなく財源には限りがあります。この両立する課題への対応には、歳入、歳出全般にわたっての改革・改善しかなく、特に歳出面では、全市的に事務事業の見直しを進め、限られた財源を社会経済情勢に即した新たなニーズや施策に振り向けていくことが必要となります。当然のことながら、その中には市民生活支援に繋がる多くの補助金等も含まれますが、これとて聖域を設けることなく見直しを進めることが求められます。

今般、流山市補助金等審議会(以下、「本審議会」という。)に対して、流山市長から、「平成 29 年度補助金等の適正化について」諮問がありました。

平成 29 年 6 月 2 日付けをもって流山市長から新たに委嘱(任期;平成 29 年 6 月 2 日～平成 32 年 6 月 1 日)を受けた本審議会委員 7 名は、この諮問に対し、市関係部局が作成した平成 27 年度から平成 29 年度を内容とする「補助金等適正化実行プラン」(以下、「実行プラン」という。)及び附属説明資料等を基に、市の各関係部局から説明を聴取・質疑等を行い、これを検討し、加えてこれまでの本審議会の審議経緯等を参考にして審査・評価を行いました。

その内容について、以下のとおり答申いたします。

1. 補助金等の現状

流山市における「一般会計予算額」及び「補助金等予算額」のこの 10 年間の推移は下記(1)のとおりとなっており、平成 29 年度の補助金等予算では、件数で 120 件(対前年度 2 件増)、金額では 3,048 百万円(対前年度 783 百万円増)となっています。これは予算額では市の一般会計予算額の約 5.8%を占めています。

また、補助金等予算額を「市単独補助金等」と「国・県補助金等」に分けたこれま

での推移、「経過年数別内訳」及び「予算規模別内訳」についてはそれぞれ下記（２）（３）及び（４）のとおりとなっています。

（１）補助金等の件数及び総額の推移（一般会計・当初予算ベース）

区 分 年 度	①一般会計 予 算 額 (百万円)	うち補助金等予算		割合(③/①) (%)
		② 件数	③ 予算額 (百万円)	
平成 20 年度	38,849	121	1,111	2.86
平成 21 年度	38,735	123	1,254	3.24
平成 22 年度	40,159	128	1,547	3.85
平成 23 年度	41,998	125	1,544	3.68
平成 24 年度	44,202	121	1,719	3.89
平成 25 年度	49,846	119	1,616	3.24
平成 26 年度	50,289	120	3,009	5.98
平成 27 年度	55,041	116	2,226	4.04
平成 28 年度	52,775	118	2,265	4.29
平成 29 年度	52,910	120	3,048	5.76

（２）「市単独補助金等」及び「国・県補助金等」の推移（一般会計・当初予算ベース）

区 分 年 度	①一般会計 予 算 額 (百万円)	補助金等予算額内訳					
		市単独補助金等			国・県補助金等		
		件数	② 予算額 (百万円)	②/① (%)	件数	③ 予算額 (百万円)	③/① (%)
平成 20 年度	38,849	95	536	1.38	26	575	1.48
平成 21 年度	38,735	94	563	1.45	29	691	1.78
平成 22 年度	40,159	96	521	1.30	32	1,025	2.55
平成 23 年度	41,998	95	522	1.24	30	1,022	2.43
平成 24 年度	44,202	95	591	1.34	26	1,128	2.55
平成 25 年度	49,846	89	576	1.16	30	1,040	2.09
平成 26 年度	50,289	90	524	1.04	30	2,485	4.94
平成 27 年度	55,041	85	519	0.94	33	1,707	3.10
平成 28 年度	52,775	86	537	1.02	32	1,728	3.27
平成 29 年度	52,910	87	649	1.23	33	2,399	4.53

上記（１）において、平成 29 年度の補助金等予算額（③欄）が対前年度 783 百万円の大増額となっていますが、その内訳は上記（２）（ & 欄）のとおり、「市単独補助金等」で 112 百万円の増額、「国・県補助金等」で 671 百万円の増額となっています。

市単独補助金等の増額は、制度としては存するものの前年度に予算計上がなく、平

成 29 年度において整備計画の申請があったことから新たに予算計上された「障害者福祉施設整備事業補助金（138 百万円）」（「別表 2」P. 20 参照）がその主たる要因となっています。ただ、当該経費は例年計上される継続的経費とは異なるものであることから、仮にこれを除きますと対前年度 26 百万円の減額された予算額となっていることがいえます。

一方、国・県補助金等は、「小規模保育事業所整備補助金」の増額（小規模保育事業所 13 所新設整備に伴う増額 378 百万円）、「私立保育所整備費補助金」の増額（私立保育所の増設等に伴う増額 283 百万円）及び「私立保育所運営事業補助金」の増額（私立保育園 7 園開設に伴う増額 108 百万円）の 3 件（増額 769 百万円）でその殆どを占めています。

また、このほかに、特別会計に計上されている補助金等が平成 29 年度当初予算で 6 件 67 百万円（うち市単独補助金等 2 件 56 百万円）ありますので、平成 29 年度当初予算における本市の補助金等合計は、126 件 3,115 百万円（市単独補助金等 89 件 705 百万円、国・県補助金等 37 件 2,410 百万円）となっています。

さらに平成 29 年度 9 月補正予算に計上された補助金等が市単独補助金等で 4 件 7 百万円（いずれも一般会計で、増額補正計上が 3 件 7,337 千円、減額補正計上が 1 件 100 千円（市単独補助金等として計上している「流山市制施行 50 周年記念第九演奏会事業補助金（注）」に県補助 1,600 千円が補正計上されたことに伴う市補助額の減額））国・県補助金等で 5 件 122 百万円（いずれも一般会計で、当初予算になく補正予算で計上したものが 2 件 3,942 千円、増額補正計上が 3 件 118,169 千円）あることから、これを加えますと、本市の平成 29 年度補助金等は、市単独補助金等 89 件 712 百万円、国・県補助金等 39 件 2,532 百万円）の合計 128 件 3,244 百万円となります。

（注）「流山市制施行 50 周年記念第九演奏会事業補助金」については、平成 29 年度 9 月補正予算で県補助が計上されることになったが、件数としては当初予算どおり市単独補助金等として計上している。

（3）平成 29 年度における補助金等の経過年数別内訳

区分 経過年数	一般会計		特別会計		合計	
	件数	うち市単独補助	件数	うち市単独補助	件数	うち市単独補助
～4 年	18	(8)	2	-	20	(8)
5 年～9 年	15	(8)			15	(8)
10 年～19 年	32	(22)	2	-	34	(22)
(小計)	65	(38)	4	-	69	(38)
20 年～29 年	24	(22)	2	(2)	26	(24)
30 年～39 年	20	(17)			20	(17)
40 年～49 年	6	(6)			6	(6)
50 年以上	5	(4)			5	(4)
(小計)	55	(49)	2	(2)	57	(51)
計	120	(87)	6	(2)	126	(89)

(4) 平成 29 年度における補助金等予算規模別内訳

区 分 予算額	一般会計		特別会計		合 計	
	件 数	うち市単 独補助	件 数	うち市単 独補助	件 数	うち市単 独補助
～ 200 千円	14	(10)			14	(10)
～ 500 千円	19	(18)			19	(18)
～ 1,000 千円	13	(10)			13	(10)
～ 3,000 千円	25	(19)	3	(1)	28	(20)
～ 5,000 千円	15	(11)	2	-	17	(11)
～ 10,000 千円	11	(6)			11	(6)
～ 30,000 千円	12	(8)			12	(8)
～ 50,000 千円	3	(2)			3	(2)
～ 80,000 千円	2	(1)	1	(1)	3	(2)
1 億円～2 億円	2	(2)			2	(2)
3 億円～5 億円	2	-			2	-
5 億円以上	2	-			2	-
計	120	(87)	6	(2)	126	(89)

2. 審査対象補助金等、審査日程及び判断基準等

今回の諮問は、平成 29 年度が、平成 27 年度から平成 29 年度までの 3 か年を期間とした「実行プラン」の最終年度となることから、平成 29 年度既存補助金等の適正化について本審議会の意見を求められたものであります。

これを受け、本審議会は審査対象補助金等の範囲及び審査日程並びに審査の判断基準等を以下のとおりとしました。

(1) 審査対象補助金等

平成 29 年度補助金等 126 件（一般会計 120 件、特別会計 6 件）中、国・県の補助金等（37 件）については国の法令等に基づく義務的経費等でもあることから審査対象外とし、流山市単独補助金等 89 件を対象として審査・評価することとしました。

ただし、この中の「政務活動費」については、「市議会の議論に委ねる」としたことから、これを審査対象から除き、結果として市単独補助金等については 88 件（一般会計 86 件、特別会計 2 件）について審査・評価を行いました。

なお、審査対象とした本市単独補助金等のうち、審査を行う上で、実行プランの内容等について担当部局へ確認等をする必要があると判断したものを「ヒアリング対象補助金等」（以下、「ヒアリング補助金等」という。）に、それ以外を「ヒアリング対象外補助金等」（以下、「書面審査補助金等」という。）として、それぞれ審査いたしました。

（1-（2）及び 3 の「別表 1」・「別表 2」参照）

(2) 審査日程等

日 程	内 容	備 考
6月14日(水)	・市長から本審議会に対し、「平成29年度補助金等の適正化について」諮問 ・審査対象補助金等の選定等について協議	
6月28日(水)	・「審査対象補助金等」の選定及び「ヒアリング対象補助金等」を選定 ・「判断基準」及び「総合評価区分」を決定 ・審査日程を協議	
7月12日(水)	各部局よりヒアリングを実施	(対象7件)
7月26日(水)	同 上	(＃7件)
8月2日(水)	同 上	(＃7件)
8月9日(水)	同 上	(＃7件)
8月23日(水)	同 上	(＃11件)
8月30日(水)	ヒアリング補助金等及び書面審査補助金等について審査・評価	
9月6日(水)	同 上	
9月13日(水)	・ヒアリング補助金等及び書面審査補助金等について「総合評価」を決定、あわせて評価意見について協議 ・「答申書(案)」について協議	
9月20日(水)	・ヒアリング補助金等及び書面審査補助金等にかかる評価意見を決定 ・「答申書」について決定	
9月28日(木)	市長へ答申	

(3) 判断基準及び総合評価区分

審査の判断に当たっては、次の 判断基準及び 総合評価区分に基づき、個別補助金等ごとに審査・評価し、それぞれ総合評価をいたしました。

判断基準

審 査 項 目		判 断 基 準
公益性	・市の政策目的に合致している ・市民の福祉の向上に役立っている。	・市の政策目的に沿い、公共性があるか。 ・市民の福祉の向上に役立ち、公益性があるか。

公平性	・事業の効果が広い範囲に及ぶものであって、特定の団体・個人に特権的恩恵を与えるものでない。	・公平に市民に利益をもたらすものなのか ・長期にわたり交付し、補助事業がマンネリ化、既得権化していないか。 ・同種・類似の事業に対し、補助金交付に不公平感はあるか。
必要性	・補助対象事業の活動内容が、市民ニーズに沿っている。	・市民が望んでいる事業か。 ・継続事業に対しては、時代のニーズの変化に対応しているか。 ・事業を継続する今日的意義があるか。 ・自助努力でやれる事業ではないか。
効果	・事業活動に効果があり、補助金の意義が認められる。	・補助事業の目的に照らし、その効果が十分に現れているか。 ・ムダ使いが無く、費用対効果が適切であるか。
適切性	・事業活動が計画に基づいて行われ、会計処理等が適切に行われている。	・事業活動の実績報告が適切に行われているか。 ・会計処理が適切に行われているか。補助目的から外れていないか。 ・補助金のみで依存することなく、団体に自立性がはかられているか。

総合評価区分

「総合評価」は、次の四段階の区分で行いました。

- A 評価 妥当なもの
- B 評価 おおむね妥当なもの
- C 評価 検討を要するもの
- D 評価 不認可とすべきもの

3. 審査対象補助金等の審査結果

審査の結果、「総合評価区分」は次のとおりとなりました。

- ・A評価（妥当なもの）； 58件
- ・B評価（おおむね妥当なもの）； 28件
- ・C評価（検討を要するもの）； 2件
- ・D評価（不認可とすべきもの）； 0件
- ・その他（評価対象から除外）； 1件

なお、個別補助金等に係る評価内容については、「別表1」（「ヒアリング補助金等」に対する評価一覧）及び「別表2」（「書面審査補助金等」に対する評価一覧）のとおりとなっています。

「別表1」 （P. 11～P. 18）

「別表2」 （P. 19～P. 26）

4. 補助金等のあり方及び本市補助金等の改善点について

(1) 補助金等のあり方について

地方自治法第 232 条の 2 において「普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる。」とされており、補助金等は、市が特定の事業活動に対し、公益上の必要性を認めた場合に支出するものであります。

つまり補助金等の交付には、「公益性」があることが絶対的な条件となりますが、これに加え、補助の必要性・妥当性・公平性・有効性等の観点からの判断も求められることとなります。

本審議会が審査・評価に当たっての「審査五項目の判断基準(2の(3)参照)」(以下、「審査判断基準」という。)は概ねこれに沿っているものと思いますが、目を転じて、市政改革に取り組み、その中で補助金等の見直しの議論が行われている他の多くの自治体を見ましても、その内容は本市とほぼ同様のものとなっています。つまり補助金等のあり方としての基本的な考え方は概ね全国的にも共通したものとなっていることがいえます。

(2) 本市補助金等の改善点について

個別補助金等に係る本審議会の評価及び意見(コメント)は、「別表 1」及び「別表 2」に記載のとおりですが、一方で本市補助金等を総体的に見ますと常態化し、長期・固定化、既得権化していると思われるものが少なからず見られます。前記(1)のとおり補助とは、あくまでも公益的な事業を行うことに対する行政からの支援であり、そこには妥当性や公平性等があることが大原則であります。したがって本市補助金等の執行等に当たっては審査判断基準に沿った適正さが求められることは言を俟ちません。

この観点からみますと、審査判断基準の一つである「公益性」の中の「市の政策目的と合致しているか。」という点については、本市の各事業は条例により、「市が行う政策は総合計画に根拠を置かなければならない。」とされていることから、当然のことながら本市補助金等もすべて市の定める当該計画に基づき予算化され、執行されているものと理解でき、まさに、「市の政策目的に合致」しているものと判断することができます。しかしながら、この点を除いた審査判断基準により本市補助金等を全般的に見ますと、その多くに以下のとおりの改善・検討すべき課題が見られます。

該当する補助金等にあっては早急な改善・検討を要望するとともに、それ以外の補助金等にあっても適正化に向けた不断の改善・検討に期待します。

長期補助金等への対応

平成 29 年度で 20 年以上の長期補助金等は、全体では 126 件中 57 件(約 45%)ありますが、これを市単独補助金等で見ても 89 件中 51 件(約 57%)と実に半数以上が 20 年を超えている状況にあります。(1-(3)参照)

平成 26 年 10 月 1 日付けの本審議会答申でも指摘がありますが、補助金等に限らず、すべての事務事業の長期化は、固定化、既得権化、マンネリ化感が出てまいります。

本市補助金等には、補助金等の交付期間を定めているものも一部にありますが、基本的に終期の設定等はありません。このことが直接の原因とまでは申しませんが、特

に長期化している補助金等の中には事業内容や補助単価等の見直しが見られないものも多く、これが漫然とした支出とも受け止められ、結果として固定化あるいは既得権化と見られるものが少なからず見受けられます。

長期化している補助金等のすべてを問題視しませんが、補助金等の交付に当たっては、目的、経費の使途、具体的効果等について一定期間ごとに点検・検証され、場合によっては終期を設定するなどの改善・検討が必要だと思われます。

特定の団体等に対する補助への対応

特定の団体等への補助も多くみられますが、特にこれが長期化している場合においては公平性の視点からも再検討が必要です。いったん補助の原点に立ち返り、現時点においても当該団体等への補助で問題はないか、何故当該団体等への補助であるのかについて個別に点検・検証することが必要だと思います。なぜならば、今や各分野において様々な団体（NPO 法人等）が活動しています。事業内容如何では透明性を確保する観点からも公募制の導入を検討することも必要だと思います。

また、補助に当たっては、自主・自立を基本に、まずは自助努力による財源確保を求め、補助金は必要最小限のものとなるよう努めていただきたいと思います。

なお、中には法人等が行う行政代行的事業に対する補助がありますが、事業内容如何では費用対効果を勘案の上、委託方式へ代えることへの検討も必要だと思います。

各種イベント事業に対する補助への対応

各種のイベント的事業に対する補助については、前記と同様に、何故現在の交付先なのかについて個別に点検・検証され、事業内容如何では公募制の導入を検討することも必要だと思います。

また、かかる事業については、まずは自主財源の確保に努めることを最優先とし、補助は必要最小限のものとなるよう主催者等に対し指導されることを求めます。

補助金額の積算基準（員数・単価等）の見直し

補助額が長期間固定し、積算根拠となる員数・単価に見直しが見られないものや補助事業費目が明確であるにもかかわらず、積算単価を一括りにしていることからその妥当性が判然としないものなどが少なからず見受けられます。このことが漫然とした支出ともなり、補助の長期・固定化、既得権化となる一因となりかねません。員数・単価の見直しがないものや見直しから相当期間を経過しているものはもちろんのこと、多くの事業費目を一括りにした積算単価としている補助金等にあっては、早急に積算基準（員数・単価等）を見直し、その妥当性等についての検証を求めます。

少額補助金等及び高額補助金等への対応

平成 29 年度補助金等予算で 50 万円以下の補助金等が市単独補助金等で 28 件（約 31%）あります。（1-（4）参照）

特に、少額で長期化している補助金等はややもすれば固定化し、既得権化につながりかねません。もちろん、少額であっても必要性や有効性が高い補助金等もあることから、金額の多寡で一律に論ずることは適切ではありませんが、少額補助金等については、継続する必要性や補助の妥当性について常に点検・検証が必要だと思います。

なお、その反面、高額補助金等（1-（4）参照）がありますが、こちらは概して

補助対象者数等が大きく、員数・単価次第ではさらに過大となっていく可能性が強い補助金等であります。対象補助金等それぞれについて常に費用対効果、補助単価等の点検・検証が必要だと思えます。

国・県補助金等への対応

国・県補助金等については審査・評価の対象外としましたが、評価自体は行わないものの、特に金額が大きく、かつ市の負担額が大きいもの等（4件）について事業内容等の説明を聴取いたしました。また、そのほかの国・県補助金等について実行プランによりその内容を見てもみますと、本市の国・県補助金等には国・県が定めている補助率を超えて市が負担している、いわゆる上乗せ補助が一部に見られます。

急速な高齢化、少子化の進展等から、今後とも国から事実上義務付けられた補助事業は年々増加するものと思われまます。負担割合如何では、平成26年10月1日付けの本審議会答申でも指摘しているとおり、市の財政運営、とりわけ本市が独自に行っている行政サービス等にも大きな影響を及ぼしかねないことを危惧するものです。

したがって、現在の上乗せ補助についてはその妥当性を検証されるとともに、今後においては、余程の合理的理由がない限り市の負担は国・県が定める負担割合を原則とし、上乗せ補助はできるだけ行わないよう慎重に検討すべきものと思えます。

おわりに

本市の一般会計予算額及び補助金等予算額の推移を、本市人口の増加が続いているこの10年間（平成20年度～平成29年度）で見ますと、冒頭に述べたようにいずれもほぼ毎年度増加してきています。これを平成29年度と平成20年度で単純に比較しますと、一般会計予算額全体の伸び（約36%増）にも大きいものがありますが、補助金等予算額だけを見ますとその伸び率はさらに大きく、実に約2.7倍もの急激な増加となっていることが分かります。（1-（1）参照）

ただ、この補助金等予算額を、市単独補助金等と国・県補助金等に分けてその推移を見てみますと、毎年度の増額の殆どは国・県補助金等となっており、市単独補助金等は比較的平均した予算額で推移していることが分かります。平成29年度市単独補助金等が増額となっていますが、1で述べたように、継続する経常的補助金等について見ると、前年度に比べむしろ減額された予算額となっています。（1-（2）参照）

このことは、本市が平成16年度以降、補助金制度の見直しを行い、「補助金等適正化システム」を構築し、これに基づき毎年度「実行プラン」を策定、すべての補助金等については定期的（3年ごと）に、予算要求に当たり新規・増額等を行う補助金等にあっては毎年度本審議会の意見を求めていることなどが不断の検討・精査にも繋がっており、これが結果として市単独補助金等の推移に現れているものと思われまます。

今回の審査・評価も、この「実行プラン」等を基に行いましたが、その内容を見ますと、従前に比べ、本審議会がこれまで具申した意見等への対応状況が記述されており、また、2の（3）で示す審査判断基準への対応についても資料等を別途整備のうえ説明をされる部局等が多くなり、補助金等の適正化に向けた意識が全市的に見られるようになってきているといえます。

ただ、あえて苦言を申せば、補助単価等に見直しが見られないものや積算根拠に妥当性が乏しく工夫を要するもの、過去の実績・成果等についての記載が不十分なもの、さらに申せば、本審議会の指摘・要望に対する改善方策が見えず、説明も必要性だけの強調に止まっているものなどが依然として一部にあります。当該補助金等については個別に意見としても付記していますので早急な改善・検討を求めます。

市が行う補助金等の財源は、その殆どが市民が納付した貴重な市税であることは言を俟ちません。今回の本審議会の意見・要望等のもとより、これまでに本審議会が行った意見等についても十分に検討され、さらなる補助金等の適正交付に努められることを切望いたします。

平成 29 年 9 月 28 日

流山市補助金等審議会

会 長 山口今朝勝
副会長 中村秋子
西村象六
川上順利
神田玲子
田中菊子
山本隆一郎

【別表1】「ヒアリング補助金等（39件）」に対する評価一覧

番号	補助金等名称	創設年度	経過年数(年)	補助金等予算額		補助金等の趣旨・目的	評価	総合評価	参考
				平成29年度(千円)	平成28年度(千円)				
2	職員互助会補助金	平4	25	5,000	5,000	0	B	コメント	⑭は平成26年度予算を評価 ⑮は平成27年度増額等予算要求事項の評価 ⑯は平成28年度増額等予算要求事項の評価 ⑰は平成29年度増額等予算要求事項の評価
3	企業立地促進奨励金	平18	11	13,600	18,300	4,700	A		⑱→C 事業内容等について時勢に見合った改善が必要。 ⑲→A 実績・効果等の公開を要望。 ⑳→A 妥当である。 ㉑→A 市民の雇用機会の拡大等さらなる事業拡大に期待。また、実績・効果等の公開については、市ホームページに掲出されており評価。
4	市民まつり事業費補助金	昭53	39	3,000	3,000	0	A		㉒→B 補助が長期・固定化。行政に依存しない。極力催事収入の増加を図り、行政に依存しない企画運営を期待する。
10	流山市市民活動団体公益事業補助金	平18	11	2,000	2,500	500	A		㉓→A 妥当である。 ㉔→A 妥当である。
12	社会福祉協議会事業費補助金	昭42	50	42,062	42,062	0	A		㉕→B これまでの改善・改革を評価するも、社会福祉法人といえども自立が大原則。事業内容等についての不断の見直しと自主自立化への改善を期待 ㉖→B 本審議会や関係方面からの指摘等を踏まえ、人件費の縮減、事業経費の見直し等を進め、内部留保金を取り崩すなど事業改善の努力がみられる。ただ、社会福祉法人といえども基本は自立が大原則。引き続き事業内容等の改善・見直し、経費の縮減に努め、補助金は必要最小限となるよう不断の検討を要望。
20	障害者福祉団体運営事業費補助金（各団体ごとの補助を平成27年度予算において統合）	平27（統合後の創設年度）	2	880	880	0	A		㉗→B 26年度は各団体ごと個別評価いずれの団体についても、長期・固定化・マンネリ化を指摘、自前収入の増加策などの改善努力を期待。

34	シルバークンター補助金	昭58	34	8,800	8,800	0	働く機会を得たい・社会に役立つ仕事がしたいという健康で働く意欲のある定年退職者等に対してこれまでの豊富な知識、経験、技能を活かして働ける場を提供するシルバークンター事業に対する補助。	A	国庫補助との関連もあり、妥当とするが、シルバークンター事業自体の拡充・強化を図り、自助努力による自立化へ向けた改善・努力を要望する。また、長期補助事業となっていることを指摘する。	⑯→A 妥当であるが、センター事業自体の拡充・強化を図り、自立化へ向けた改善・努力を要望。
47	私立保育所整備費補助金（賃貸物件市単独補助分）	平25	4	48,473	81,974	33,501	保育需要増大地域において、戸建ての保育園を整備するには面積確保や賃借料の関係で困難さを伴う本市の現状から、マンション等の一部を利用した賃貸物件による保育所整備は有効な手段である。当該事業はこれまで千葉県「安心子ども基金」から1/2が補填されていたが、同基金からの補助が平成29年度から終了となったことから、同基金相当額を市が補助することで、保育所整備が推進され、待機児童の解消を図ることが可能となる。	A	「安心子ども基金」に代わる国の補助制度が別途制定されたことに伴うものであり、妥当である。	⑯→A 妥当であるが、補助の長期化と高率補助となることを危惧、長期的視点に立った検討を要望。 ⑰→A 増額は、「安心子ども基金」からの助成がなくなることに伴う市の負担増であるが、現状のままでは、市の負担は増加の一方となることを危惧。子育て政策は国全体で取り組むべき課題の一つ。「安心子ども基金」に代わる新たな助成制度の構築等、国・県を巻き込んだ対策が必要。
50	認可外保育施設等保育料助成金	平26	3	3,600	4,800	1,200	保育所の待機児童数の中には、保護者が入所承諾を待たずにやむを得ず市内外の認可外保育施設等に通っている児童が存在する。この場合、保護者は認可保育所に通う場合より高額な保育料を負担している場合がある。 このことから、認可外保育施設等の保育料（利用料）の一部を助成することで保護者の負担軽減を図る。	A	保育所が整備されるまでの経過措置的事業であり、妥当である。 ただ、巷間発生している事故の防止には万全を期されたい。	⑯→B 待機児童の現状から、保育所が整備されるまでの経過措置としておむね妥当。「認可外保育施設指導監督基準」に則った適切な運営を要望。 ⑰→A 要望している不慮の事故等の発生防止に万全を期すこと。
52	私立保育所AED設置事業補助金	平20	9	1,416	1,211	205	「流山市子育てにやさしいまちづくり条例」の目的を達成させる一環として、私立保育所に「AED」（自動体外式除細動器）を設置する経費及びリース（再リースを含む。）に係る費用の一部を補助することで、子どもの安全・保護者の安心の確保を図る。	A	事業自体の必要性は認められることから、妥当とはするが、以前から指摘している再リース等の際の補助のあり方、補助額の統一等についての対処方策等が依然見られない。引き続き検討を要望する。	⑯→A 本市園児の安全・安心上の施策等から当面の設置・リース料補助は妥当。 ただ、今後の再リース等の際は各園自助努力による自前設置が望まれる。 ⑰→A 現行のままでは、補助の長期・固定化の可能性はある。導入後一定期間の助成は必要と考えるが、少なくとも、再リース・消耗品の更新等に当たったの補助のあり方等について引き続きの検討を要望。 ⑰→A 現行のままでは長期・固定化となる可能性の高い補助金と指摘してきている。今後の補助の在り方（運減補助率の導入、再リース以降の消耗品の更新等については自前支弁とすなど）について

53	病院内保育運営事業補助金	平 4	25	1,408	1,386	22	市内の病院における看護師等（保健師、助産師、看護師、及び准看護師）の充足を図るため、その確保対策の一環として、病院が設置した病院内保育施設の運営に要する経費に対する一部補助。	A	事業目的の必要性は理解できることから妥当とす。事業経営は自立が基本であり、また、二病院だけという公平性の面や補助の長期化、場合によっては既得権化する可能性がある補助金ともいえる。今後の補助のあり方（終期の設定等を含め）について引き続き検討が必要である。	引き続きの検討を要望。 ⑳→B 補助単価が各園ごとに異なっていることは、公平性の観点から疑問。補助単価に限度額を設けるなど一定の工夫が必要。また、補助の長期・固定化を防ぐための方策として再リース等に当たっては、自助努力とならないかとの検討を要望しているが、未だその兆しが見られない。指摘・要請に対する検討状況を示されることを要望。 ㉑→<予算計上なし> ㉒→A 病院の経営自体は自立が基本。二病院だけという公平性の観点、かつ、長期・固定化、既得権化等を危惧、今後の補助のあり方（終期の設定等）について検討を要望。また、国庫補助の適用等について検討が必要。 ㉓→B 事業の固定・マンネリ化を指摘広く市民が参画できるよう事業内容の精査等改善・検討が必要。
54	健康づくり推進員協議会補助金	平 12	17	357	357	0	地域住民の健康づくりを旨として市民とのパイプ役として、地域に密着したより良い食生活及び総合的な健康づくり活動を進める協議会活動事業に対する補助。	B	事業目的からおおむね妥当とす。参加人員も少なく、固定化の感もある。また、事業内容と種算根拠に不明瞭さがあり、公平性の点等からも疑問がある。市民が広く参画できるよう運営のあり方等について検討が必要である。	
59	勤労者互助会補助金	平 3	26	1,800	1,800	0	中小企業では、一企業が単独で従業員の福利厚生事業を行うことは困難であることから、市内中小企業の相互扶助により、従業員及び事業主等の福祉の増進、生活の安定、就業環境の整備・充実による就労意欲の向上に寄与することを目的として組織された「流山市勤労者互助会」の運営費及び事業費の一部を補助する。	C	事業目的は理解できるが、長期補助となつているにもかかわらず、加入率も低く公平性の面からも疑問がある。このままでは固定化し、一部企業の既得権化となりかねない。事業経営は自助努力であることを基本に、まずは会員増強による財政基盤の強化等を最優先課題とし、事業のあり方自体についての見直しが必要である。	
60	高齢者等雇用促進奨励金	平 7	22	555	360	195	市内に居住する55歳以上65歳未満の高齢者等を雇用する事業主に対し、奨励金を交付することにより、高齢者等の雇用を促進し、もってその生活の安定を図る。	A	長期補助事業であるが、事業目的のみで妥当である。ただ、予算積算に当たっては、ハローワーク等関係機関との連携を密にし、適切な人員把握に努められることを要望する。	
63	農林水産業の振興に関する補助金（保全管理水田維持管理事業奨励金）	平 18	11	2,271	2,161	110	遊休水田の草刈りを適正に実施する農業者に奨励金を交付し、水田の荒廃化と病害虫の発生を抑制、産業廃棄物の不法投棄を防止することで、周辺水田の生産性を確保するとともに、良好な景観保持と農地の持つ多面的な機能（貯水機能、ヒートアイランド現象抑止機能等）を保全し、地域の	B	「農業関係補助金等全般への評価については」別掲<（注1）参照>、別掲<（注2）参照>。遊休農地の適正管理とはいえ、私有地であり、その管理は自前で行うべき。農業政策全般に関わるものであるが、このままでは既得権化する一方である。農業関係諸政策の具体的見直しの中での早	

64	農林水産業の振興に関する補助（高生産推進事業費）	平 19	10	4,608	4,931	323	防災や地球環境の維持に寄与する。 意欲のある農業者の育成を高め、都市農業の振興を図るため、施設化や効率化機械の導入を推進し、生産性の高い農業を構築するための補助。	B	ある。公平性の観点からの検討が必要である。 「農業関係補助金等全般への評価については」 別掲<(注1)参照> おおむね妥当とするが、従来の事業域から変化がみられず、むしろ既得権化している感すらある。積算根拠がもたらす都市農業振興への効果等を具体的に開示することを要望する。	急な改善策の検討を要望。 ②⑥→B 別掲（注2）参照
65	農林水産業の振興に関する補助金（青果物価格安定対策事業費）	平 13	16	1,098	1,098	0	本市の特産であり、かつ農協系統共販品目の葱・青葱について、千葉県青果物価格補償協会の価格補償事業に加入している生産者の資金造成の一部を助成することで野菜の継続的な安定供給が図れ、消費者の負担軽減に寄与する。	B	「農業関係補助金等全般への評価については」 別掲<(注1)参照> 事業目的からおおむね妥当とするが、固定化、既得権化してきている感があることを指摘する。	②⑥→B 別掲（注2）参照
67	農林水産業の振興に関する補助金（都市農業振興促進事業費） 平成 29 年度予算より「専生産促進事業費」と「高品質農産物生産事業費」を統合	平 29 (統合後の設置年度)	0	4,391	0	4,391	高品質な農産物の生産と環境にやさしい農業を推進するため、畑地では土壌消毒や市特産野菜である葱・青葱に発病する赤錆病等の共同防除、水田では、育苗箱施用方式の薬剤購入に対する補助を行う。また、都市農業の利点を活用した直売施設及び観光農園の目玉商品として専栽培を取り入れ、その普及促進を図るため、防虫・防菌薬剤等にかかる栽培費用に対し補助することで、安定した農業経営に寄与し、更なる本市農業の活性化を図る	B	「農業関係補助金等全般への評価については」 別掲<(注1)参照> おおむね妥当とするが、葱・専に特化していることは他の作物との不公平感がある。また、観光農園といった新たな展開も見られるが、内容的には依然として従前の域を脱していない感がある。事業の推進に当たっては、都市農業としての方向性を見定め、近隣都市の農産物との差別化を図った本市独特のブランド化した農産物の育成及び農業法人の育成等さらなる具体的成果に期待する。	○平成 26 年度予算では個別に評価 ・専生産促進事業費 ②⑥→B 別掲（注2）参照 ・高品質農産物生産事業費 ②⑥→B 別掲（注2）参照 ○平成 29 年度予算で統合要求 ②⑥→B 都市型農業振興策の下で既存の事業を統合するとはいえ、従前の事業域を脱しておらず、新規性にも乏しく、統合の効果（メリット）が見えない。流山市型農業としての方向性・目標（流山産のブランド化、農業法人の育成策等）が見える事業となることを期待。 ②⑥→B 別掲（注2）参照
68	農林水産業の振興に関する補助金（農用地有効活用事業奨励金）	平 13	16	449	449	0	農業経営基盤強化促進法に基づく「農地の貸し借りの契約が成立」した場合に、土地の借主に対して借り受け面積に応じて奨励金を交付することで、農地の荒廃化を防ぐとともに休耕地を減らすことができ、農用地の有効活用を図るとともに、緑の保全に寄与する。	A	「農業関係補助金等全般への評価については」 別掲<(注1)参照> 事業目的から妥当とするが、やや固定化、既得権化の感もある。本事業推進には市当局の関与・指導が必要。制度の周知徹底を図り、遊休農地のさらなる有効活用に向けた事業推進に期待する。	②⑥→B 別掲（注2）参照
69	農林水産業の振興に関する補助金（認定農業者連絡協議会）	平 15	14	270	270	0	効率的かつ安定的な農業経営を営む認定農業者で構成する協議会（団体）へ助成することにより、認定農業者の情報交換と研鑽の機会を確保し、個々の農業経営改善計画達成を促し、より高度な技術向上と農業生産性の向上を図る。	B	「農業関係補助金等全般への評価については」 別掲<(注1)参照> おおむね妥当とするが、積算根拠が不明瞭であり、固定化・既得権化の感もある。積算根拠の明示と具体的効果等についての開示を要望する。	②⑥→B 別掲（注2）参照
71	農林水産業の振興に関する補助金（工口農業推進事業）	平 21	8	1,200	1,200	0	堆肥等の導入推進により、減農薬、減化学肥料と有機農業の推進を図り、環境への負荷を低減する方向の農業生産を推進し、安全・安心な農産物の供給に寄与する。	B	「農業関係補助金等全般への評価については」 別掲<(注1)参照> おおむね妥当とするが、積算根拠（堆肥）がもたらす具体的効果等についての開示を要望する。	②⑥→B 別掲（注2）参照

72	農林水産業の振興に関する補助金 (米飯給食における地産地消推進事業)	平 22	7	11,960	10,197	1,763	学校給食に流山産米を供給し、米飯給食を地元産米に切り替えることで、児童生徒に対して食への関心を高めるとともに、食の安心・安全性を図り、流山産米の普及に努める。このため、学校給食米に提供する市内農家にJA米買取価格と自主流通米価格との差額の一部を補填する。	B	「農業関係補助金等全般への評価については」 別掲<(注1)>参照 おおむね妥当とすることが、積算単価に固定化が見られることから既得権化の感もあつた。契約単価の見直し・給食導入回数の見直しなどを含め補助事業のあり方について引き続きの検討を要する。	②⑥→A 別掲(注2)参照 ②⑨→B 本事業は既得権化の方向にある。地産地消対策の名目のもとで、旧態依然の補助を続けることなく、契約単価の見直しなど補助事業のあり方について早急な検討を要する。
74	農林水産業の振興に関する補助金 (認定農業者支援事業)	平 28	1	2,500	2,250	250	本市農業の中心的な役割を担っている認定農業者を支援(環境配慮型農業資材の購入費の一部補助)することにより、効率化を図りさらなる農業振興を図る。	B	「農業関係補助金等全般への評価については」 別掲<(注1)>参照 おおむね妥当とすることが、認定農業者といえども公平性の観点から資材の調達等は自力で行うことが基本であるといわざるを得ない。したがって、公平性の観点からも積算根拠(資材補助)に基づき成果等について具体的に開示することを要する。	②⑨新規→B だが、環境保全という名目の下、認定農業者の農業経営改善目標達成に寄与するという説明だけでは不十分。資材の調達等は基本的には自力で行うべきもの。他の農業従事者との公平性の観点、また、既存補助金等との整合性の面からも市農業政策全体の中での位置づけを明確にすることを要する。
76	農林水産業の振興に関する補助金 (流山市園芸団体連合会)	平 13	16	370	370	0	市内農家が加入している全15出荷組合等で構成される「連合会」の事業に対し助成することにより、個々の農家の生産性・収益性が高められ、多面的機能を有する良好な農地の保全と、各農家の農業経営の安定化に寄与する。	B	「農業関係補助金等全般への評価については」 別掲<(注1)>参照 おおむね妥当とすることが、積算根拠と事業目的・成果との関連性が不明である。積算内訳をより具体的に明示することを要する。	②⑥→B 別掲(注2)参照
77	土地改良施設維持管理費補助金	昭 63	29	3,681	3,827	146	各土地改良区が実施する施設の維持管理等の事業費の一部を助成することにより多面性のある水田の健全な保全を促進し、水害の防止、水稻の生産性向上に資するほか、市民生活の安全確保や地球環境の保全にも寄与する。	A	「農業関係補助金等全般への評価については」 別掲<(注1)>参照 事業目的から妥当とすることが、長期補助事業となつていることを指摘する。	②⑥→A 別掲(注2)参照 ②⑦→A 補助が長期・固定化にある。農業振興策全体の中でその在り方を検討するとともに、市においても各土地改良区の実態を把握し、優先度を踏まえ、計画性をもつた事業執行を期待。
79	商業振興共同施設維持管理費補助金	昭 61	31	2,755	3,466	711	商店街等の商業環境を整備し、商業の振興及び市民の利便の向上、安心・安全なまちづくりに寄与する商業団体が維持管理する街路灯等の共同施設の経費(電気料等)の一部補助。	B	当該施設の運営は本来は自助努力によるべきものであり、さらには長期補助となつてはいるが、一方で、市民の安全・安心にも寄与していることからおおむね妥当とすることが、自立化に向けての改善・努力については引き続き要する。なお、要望していた高率補助の見直しの件については、平成30年度に是正する旨検討することであり、評価したい。	②⑥→B 当該施設は、市民の安心・安全なまちづくりに副次的に寄与、おおむね妥当とすることが、当該施設等の維持管理事業は各商業団体基盤の運営そのもの。その運用は自立が大原則。自助努力による自立化に向けての改善努力を要望。 ②⑦→C LED化設置済の10商店街について従来の2分の1補助から全額補助へと変更することが増額の大きな理由となつては疑問。商店街施設の維持管理は事業運営の基盤そのものであるが、同時に市民の安全・安心等に寄与するものであることから市が一定の補助を行うもの。市全体の防犯体制のあり方や各地域における防犯施設の維持・管理と

80	流山商工会議所事業補助金	平22	7	7,500	7,500	0	本市の総合的な経済発達のための中心的役割を果たす商工会議所の行う事業（経営相談、各種研修、後援会の開催や事務の代行、金融斡旋等の事業）に対し、その一部を補助し、市内商工業等の振興に寄与する。	B	事業内容等からおおむね妥当とするが、法人の運営は自立が基本といわざるを得ない。行政代行的事業があることも承知するが、自主事業の拡充等により運営基盤を強化し、市補助は最小限となるよう努められることを要望する。また、積算根拠が漠然としている。各事業費目について詳細な開示を要望する。	経費負担のあり方等についてのコンセンサスが得られない状況下で当該事業に対する補助割合を変更することは理解できない。再検討が必要。 ⑯→B 商工会議所運営は本来自立が基本。補助金に頼らない事業運営に向けて会員増強や事業見直し等による自主財源強化策等事業基盤強化への改善を要望
81	商業振興共同施設設置等事業費補助金	昭54	38	1,568	324	1,244	商店街の環境を整備し、商業の振興及び市民の利便性の向上を図るために、商店街等が実施する共同施設の設置経費等（街路灯照明のLED化電球への転換など省エネ化を図り、地球温暖化に配慮するとともに、安心・安全なまちづくりに寄与の一部補助。	B	当該施設設置は本来は自助努力によるべきものであり、さらには長期補助となっているが、一方で、市民の安全・安心にも寄与していることからおおむね妥当とする。ただ、県との協議補助とはいえず、市の補助事業に変わりはなく、各商店街が自助努力を図ることで、市補助が通減化することは望ましいことである。自前設置等に向けての努力について引き続き要望する。	⑯→B 79の評価コメントに同じ。 ⑯→C 今回の増額は、一商店街の街路灯撤去費用の一部補助としているが、新設はともかく撤去費用にまで市が補助することは違和感がある。他の商店街との公平性の観点からも疑問。再検討が必要。 ⑯→B 当該施設設置は自助努力で行うことが基本である旨指摘してきている。今後の補助の在り方（補助率の通減化、統一化等）についての引き続きの検討を要望。なお、前回指摘した「撤去のみの場合の補助は疑問」とした件については、早急に検討され、「撤去のみの場合は補助対象から除外する。」とされたことについては評価。
82	商店街空き店舗有効活用事業等補助金	平19	10	4,508	1,840	2,668	本市産業の振興及び商店街の活性化を図るため、商業団体が行う商店街空き店舗有効活用事業及び商業活性化アドバイザー派遣事業に対する一部補助し、地域の特性と消費動向のニーズに応じた魅力ある商店街の形成並びに経営基盤の安定化及び活性化に寄与し、にぎわいを創出する。	A	地域の活性化等につながる事業であり、妥当である。ただ、当該事業単独での効果には限界がある。他の政策（税制面等）と協調した事業展開を図り、さらなる事業推進に期待する。	⑯→<予算計上なし> ⑯→B 具体的な補助対象者が示されず、かつ具体的事業計画も見えない。予算に計上する以上は実効性を期待。 ⑯→B 新規創業申請者の適格性等についての精査を要望する。
87	流山本町・利根運河ツーリズム推進事業補助金	平23	6	5,610	5,665	55	魅力的な観光地づくりを目指したツーリズム推進事業として、当該地域の歴史的建造物を活用した施設や店舗の開設により、観光振興並びに地域の活性化を図るものである。出店希望者に対し、店舗の賃借料及び改修等の	A	徐々に効果も見えており、妥当とするが、駐車場の整備充実など依然として課題も多々ある。観光協会やふるさと産品協会等との連携を強化され、さらなる本市の魅力発信につながる事業推進に期待する。	⑯→A 妥当である。

90	街づくり組織活動費補助金	平 24	5	100	100	100	0	経費を一部補助することで、新たな観光資源を創出し、既存の観光資源との回遊性を図り、交流人口の増加及び地域経済の活性化に結び付ける。 「流山市街づくり条例」に基づき、良質な魅力的な街づくりを推進することを目的とする市民等の団体（「地区街づくり組織」）が、地区街づくり計画等を作成するために要する経費補助。	C	事業目的は理解できるが、実績が伴っていない事業である。具体的成果が少なく、事業存続の必要性に疑問がある。実効性のある事業への再構築を求める。	⑯→B 本事業開始後2年間の実績不十分、かつ進行中の事業のプランについても実効性に疑義がある。制度の普及に向けての積極周知活動の必要性を指摘。
94	小中学校特色ある教育活動推進事業協議会育成助成金	平 12	17	3,250	3,250	3,250	0	幅広い教育活動の実践を支援することで、学校教育の振興及び児童生徒の健全な育成に寄与。 具体的には、各学校独自の発想による特色ある教育活動（体験活動事業、地域交流事業、部活動充実事業、その他特色ある教育活動と認められる事業）に対し支援する。	A	妥当である。 要望していた、各学校ごとの事業内容がホームページで公開されていることは評価するが、生徒の感想や意見、直面した問題点等の記述が見えない。また、学校によって事業内容に差が見られる。マンネリ化した事業とならないよう、常にテーマと成果の検証が必要である。	⑯→B 「特色ある教育活動」と称する事業の内容とその成果が見えない。事業成果の検証を明確にし、その成果を次の事業に反映する等更なる改善が必要。 ⑰→B 要望している「事業の成果の検証とその成果の次の事業への反映」については、教育委員会のホームページで極力公開を予定するなど一定の改善を評価。 公開に当たっては、事業のプロセス（実施の手順・実績・生徒の感想及び意見等）が見え、かつ、市内全校が共有できような内容となることを期待。
101	私立幼稚園児補助金	昭 56	36	60,800	59,255	1,545	1,545	私立幼稚園に通う園児の保護者の経済的負担の軽減と公立幼稚園との格差是正を図ることにより、幼児教育の推進に資する。	A	長期補助事業であるが、事業目的のからみて妥当である。	⑯→A 妥当である。 ⑰→A 妥当である。 ⑱→A 妥当である。 ⑲→A 妥当である。
104	流山市展事業費補助金	昭 54	38	360	360	360	0	本市の美術活動の普及と高揚を図るために設立した「流山市美術家協会」の事業活動（市民公募の「流山市展」の企画、運営、開催等）に対する補助。	B	長期・固定化、マンネリ化感是否めないが、事業目的からおおむね妥当とする。ただ、自主自立という観点からできるだけの催事収益を図り、補助に頼ることのない企画運営を期待する。	⑯→B 事業内容の見直し等の改善努力はみられるが、補助の長期・固定化・マンネリ化は否めず。財源強化策等自主・自立化に向けた見直し・検討を要望。
105	文化祭事業費補助金	昭 54	38	1,300	1,300	1,300	0	本市における文化芸術等の創作活動を奨励し、その成果を発表する機会と場を提供するために発足した「流山市文化祭実行委員会」の行う事業活動に対する補助。	B	長期・固定化、マンネリ化感是否めないが、事業目的からおおむね妥当とする。ただ、参加団体からの負担も多くあるが、自主自立という観点からもできるだけの催事収益を図り、補助に頼ることのない企画運営を期待する。	⑯→B 事業内容の見直し等の改善努力はみられるが、補助の長期・固定化・マンネリ化は否めず。財源強化策等自主・自立化に向けた見直し・検討を要望。
106	流山市制施行50周年記念第九演奏会事業補助金	平 29	0	1,000	0	1,000	1,000	流山市制施行50周年を記念し、「市民で第九を歌おう」と参加者を公募し、キックマンアリーナで第九演奏会を開催する実行委員会に対し、その事業費の一部を補助。	A	妥当である。ただ、県費補助がついたことから、市補助が減額となることであるが、実施に当たっては、催事収入のさらなる確保と支出面の見直しを図り、市補助がさらに減額となるよう、主催者に対する指導を要望する。	⑳→新規B 事業経費の算出基準が不明確。再検討し、事業実施に当たっては、極力自主財源の確保、支出面の見直しを図るべく主催者に対する指導を要望。
109	青少年育成団体連携事業費補助金	昭 53	39	660	660	660	0	青少年健全育成に関する様々な課題解決には、一団体の活動のみならず、直接子どもと接して育成活動を行っている団体や、二次的にこれを見守	B	事業目的は理解でき、おおむね妥当とするが、長期補助となっていることに加え、活動成果が今一つ見えない感がある。活動内容の精査と併せて	⑯→B 意義は認められるが、成果が今一つ見えない。運営費の殆どが補助金という極めて特異である上に長期化している

112	子ども会育成事業費補助金	昭40	52	310	310	283,203	27,743	0	青少年の健全育成を図るために、「流山市子ども会育成連絡協議会」の行う各種活動に対する補助。	B	事業目的からおおむね妥当とすると、長期補助事業となっており、かつ加入者も少なく現状では公平性の観点からも疑問がある。会員増強策等を最優先に行い、さらには創意工夫を凝らした事業の改善を求める。	成果等の公開を求める。	点を指摘。活動内容の精査を要望
122	以上一般会計補助金等(38件)計	平3	26	1,800	2,500	285,703	28,443	0	国保被保険者に対する保健事業の一環として、末梢神経疾患又は運動器疾患の自覚症状を持つ者が60歳以上の者が、市の指定するあんま・マッサージ等の施設を利用する場合にその一部を助成することで、被保険者の健康の保持・増進を図る	B	長期補助事業であるが、事業目的からみてもおおむね妥当である。なお、国保事業は今後の改革により、平成30年度から「県が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業運営の確保を行う。」こととされていることから、改革の狙いの一つである市一般会計への依存体質からの早期脱却を期待する。	⑯→B 本制度は、一般会計からの繰入金に大きく頼っている現状にあり、助成に当たっては、より一層適正な運用・改善に努められることを要望	
<p>ヒアリング補助金等(39件)合計 257,260 285,703 28,443</p> <p><A評価> 18件、<B評価> 19件、<C評価> 2件、<D評価> 0件</p> <p>(注1)平成29年9月28日答申：「農業関係補助金等に係る評価コメント」。</p> <p>(注2)平成26年10月1日答申：「農業関係補助金等に係る評価コメント」(要約)。</p> <p>本市の農業関係諸事業は、平成29年度においても、先に示された「流山市農業振興基本指針」(以下「指針」という。)に基づき実施されているものと理解する。したがって、関係補助金等についても、指針で謳っている「課題への対応(減少を続ける経営耕地と不耕作地への対応 農業就業人口の減少・高齢化と後継者不足への対応 農住混在化に配慮した安定的な営農活動 市民の農業への理解と協力 国策への対応等)」に沿った内容で実施されるものと理解できるところから、現時点においてはすべての事業についてその必要性自体は認められることとし、各事業ごとに「審査判断基準」に基づき審査・評価を行った。その結果、いずれの事業も「妥当」若しくは「おおむね妥当」との評価としたが、指針が改定され3年が経過しているにもかかわらず、指針が目指す本市農業のあり方への道程が今一つ見えない感がある。つまり指針で掲げている上記5項目への対応状況について、実行プラン等で見る限りでは、従来の事業域から脱することなく継続実施していると思われる内容のものが多くに見られ、説明においても必要性は強調されるものの、その殆どに目立った方針・方策等が示されておらず、補助効果もいまいち見えない感がある。さらには、積算根拠を含め事業内容等の見直し等が見られないことから、多くの事業に固定化・既得権化の兆しが出てきていることも懸念される。例えば、おおむね妥当とした63「保全管理水田維持管理事業奨励金」では、保全管理意識が高く自己管理している所有者と市に依存が見られる所有者等とでは公平性の観点からの検討があつてしかるべきことや、妥当とした68「農用地有効活用事業奨励金」についても、指針の「現状と課題」によると「当該制度を知らない」との回答が多くあるにもかかわらず、その対応策についての検討が見られないなど、各事業の多くに指針が目指す対応策等が見えない感がある。</p> <p>本審議会としては、少なくとも指針で謳っている～について、その対応方針等を逐次具体的に示すことが、上記「課題への対応」の市民の農業への理解と協力にも繋がるものと考え、農業政策には国の法令上の制約もあり、加えて、大都市近郊であるが故の本市農業の厳しさ等から、「既存農業の現状維持を目的とした経済的支援」を市に求める農業者の声が多くあることも承知するが、事業経営である以上、自立が基本である。まずは、農住混在地域にある本市農業の特色を活かした農業経営の構築等により自立化に向けた自助努力を行い、補助は必要最低限のものとなるよう関係機関を含めたより一層の尽力に期待するものである。</p>													

【別表2】「書面審査補助金等（50件）」に対する評価一覧

番号	補助金等名称	創設年度	経過年数(年)	補助金等予算額		補助金等の趣旨・目的	評価	総合評価	参考	
				平成29年度(千円)	平成28年度(千円)					増減額(千円)
1	政務活動費	平13	16	13,440	13,440	0	市議会議員が政策立案又は提案を行うための調査及び研究に資するために交付される経費。	A	議会の議論に委ねることとする。	⑭は平成28年度予算等予算要求事項の評価 ⑮は平成27年度増額等予算要求事項の評価 ⑯は平成28年度増額等予算要求事項の評価 ⑰は平成29年度増額等予算要求事項の評価 ⑱→A 議会の議論に委ねる。
6	自治会掲示板設置費補助金	平22	7	330	150	180	市民の福祉の向上及び自治会の円滑な運営に寄与するため、自治会が行う掲示板設置に要する経費の一部補助。	A	妥当であるが、緊要度等の実態を把握し、計画的な実施を要望する。	⑳→A 妥当である。 ㉑→A 実態・緊急度を把握、計画的な実施と予算の平準化について検討要望。
7	自治会館維持管理費補助金	昭56	36	7,488	7,488	0	地域コミュニティ活動を促進するための集会施設である自治会館の維持管理に要する経費の一部補助。	A	長期補助事業であるが、補助内容からみて妥当である。	⑳→A 妥当である。 ㉑→A 妥当である。 ㉒→A 妥当である。
8	自治会館維持管理費(大規模修繕・冷暖房機器設置)補助金	昭56	36	4,700	2,140	2,560	地域コミュニティ活動を促進するための集会施設である自治会館の大規模修繕及び冷暖房機器設置に要する経費の一部補助。	A	長期補助事業であるが、補助内容からみて妥当である。ただ、各自治会の実態を把握の上、計画的に実施されることを引き続き要望する。	⑳→A 妥当である。 ㉑→A 上記(6)と同じ要望。
9	自治会館建設事業補助金	昭52	40	21,700	6,700	15,000	地域コミュニティ活動を促進するための集会施設である自治会館の建設事業に要する経費の一部補助。	A	妥当であるが、緊要度等の実態を把握し、計画的な実施を要望する。	⑳→<予算計上なし> ㉑→A 妥当である。 ㉒→A 上記(6)と同じ要望。
11	防犯灯電気料金等補助金	平1	28	316	327	11	防犯灯は、夜間における通行者の安全確保・犯罪等の未然防止を図り、市民生活の安全・安心に寄与している。この防犯灯を維持管理する自治会に対し、その電気料金の一部を補助する。	A	妥当であるが、LED化となっていないこととの原困究明とその解決策等の見直しについての開示が必要である。また、長期補助事業となっていることを指摘する。	⑳→A 電気料金節約のためにもLED化の設置推進を要望。
13	重度障害者自動車燃料費助成金	平12	17	14,391	14,148	243	日常生活を営む上で、公共交通を利用することが困難なため、自動車の運行を必要とする障害者に燃料費の一部を助成し、障害者の社会参加及び自立の促進を図る。	A	妥当であるが、積算根拠を単に平成28年度決算見込みとしている。利用人員の把握に努めるなど見直しが必要である。	⑳→A 妥当である。 ㉑→A 妥当である。 ㉒→A 妥当である。
14	福祉保養所利用助成金	昭53	39	60	60	0	30人以上で福祉保養所を利用する団体の中に、障害者、要介護認定者とその介護人がいる場合、その宿泊費の一部を助成することで、障害者の社会参加の促進を図る。	A	長期補助事業であるが、事業目的からみて妥当である。ただ、助成額の積算根拠を明確にすることを求める。	⑳→A 妥当である。 ㉑→A 妥当である。 ㉒→A 妥当である。
15	福祉タクシー利用補助金	昭57	35	21,825	29,432	7,607	市内に居住する重度障害者が社会活動の範囲の拡大に資するため福祉タクシーを利用する場合、その運賃の一部を助成することで障害者の在宅福祉の向上に寄与する。	A	長期補助事業であるが、事業目的からみて妥当である。ただ、積算根拠を単に平成28年度決算見込みとしている。利用人員の把握に努めるなど見直しが必要である。	⑳→A 妥当である。 ㉑→A 妥当である。 ㉒→A 妥当である。
19	心身障害者一時介護料助成金	平7	22	1,699	2,250	551	在宅心身障害者(児)を介護している保護者が、疾病等の理由により家庭内での介護が困難となり一時的に有料で介護を依頼した場合の介護費用等の一部を助成するもので、障害者(児)及び介護	A	長期補助事業であるが、事業目的からみて妥当である。ただ、積算根拠を単に平成28年度決算見込みとしている。利用人員の把握に努めるなど見直しが必要である。	⑳→A 妥当である。

21	身体障害者住宅改造費助成金	平7	22	600	600	0	0	者の精神的、肉体的負担及び経済的負担の軽減を図る。 身体障害者又は当該身体障害者の主たる扶養義務者が、障害者の住居として適応させるべく住宅の改造を行った場合、改造に要した費用の一部を助成することにより、身体障害者及びその家族の日常生活の利便の向上と自立の促進を図る。	A	長期補助事業であるが、事業目的からみて妥当である。	㉔→A 妥当である。 ㉔→A 妥当である。
23	障害者支援施設等通所交通費助成金	平19	10	5,479	5,479	0	0	心身障害者小規模福祉作業所、精神障害者共同作業所、心身障害者福祉作業所等に通う障害者に交通費の一部を助成することにより、障害者の就業意欲、自立意欲を向上させ、あわせて生活の安定を図り、一層の社会参加を促進する。	A	妥当であるが、積算根拠を単に平成28年度決算見込みとしている。利用人員の把握に努めるなど見直しが必要である。	㉔→A 妥当である。 ㉔→A 妥当である。 ㉔→A 妥当である。
24	障害者福祉施設整備事業補助金	平14	15	137,708	0	137,708	0	市内に障害者グループホームを整備することで、在宅障害者の親亡き後の生活の場が確保され、障害者を抱える介護者の介護負担の軽減を図ることができ、障害者が生まれ育った住み慣れた地域で生活することができ、社会福祉法人の「まほろばの里」から、本市にグループホームの施設整備に向けての「社会福祉施設整備事業計画書」の提出があり、内容を精査したところ妥当であることから整備費用の一部を助成するものである。 また、消防法の改正により、障害者グループホームにスプリングラダーの設置が義務となったことから、市内のNPO法人が設置する費用の一部を助成し、利用者の安全を図る。	A	妥当であるが、事業の執行に当たっては、予算の枠内での執行となるよう指導されることを要望する。	㉔→<予算計上なし> ㉔→A 予算要求があり、審議会としては妥当である旨評価したが、予算計上されず。 ㉔→A 執行予定額が不確定である。 予算の適正執行についての指導管理に万全を期すべく要望。
26	障害者福祉サービス等利用助成金	平18	11	800	120	680	0	障害者及び障害者（児）の保護者が「障害者総合支援法」に基づく障害者福祉サービス等を利用したときに生じる自己負担の一部を助成することで、利用者の負担軽減を図る。	A	妥当であるが、制度利用の複雑さを指摘した経緯がある。利用しやすい制度なるよう引き続き検討されるとともに、積算単価の根拠が不明確である。検討を要望する。	㉔→A 妥当である。 ㉔→A 助成実績にバラツキがある。 手続の簡素化等利用し易い制度に向けての改善を要望
30	就労支援施設利用者負担助成金	平19	10	914	436	478	0	「障害者総合支援法」により、就労支援施設利用者の原則1割負担が発生することによる就業意欲の減退を防止することを目的とした助成で、このことにより障害者及びその家族の負担を軽減し、障害者の自立の促進を図る。	A	妥当である。	㉔→A 妥当である。 ㉔→A 妥当である。 ㉔→A 妥当である。
32	民間知的障害者支援施設運営費補助金	平4	25	15,000	15,000	0	0	市内にある社会福祉法人「まほろばの里」が運営する知的障害児（者）通所施設や短期入所施設「つつじ園」、「コスモス」、「地域支援センターまほろば」等の事業費の一部を補助することで、その経営の安定を図り、もって障害者の福祉の増	A	妥当であるが、長期補助事業となっているとともに、補助額も固定化している感がある。運営に厳しさのある社会福祉法人と理解はするが、事業運営の基本は自立である。自前収入の増加策等、法人の収支状況の改善に努め、自立化へ向けた改	㉔→A 妥当であるが、社会福祉法人といえども自立は基本。自前収入増加策等により自立化への改善を要望

35	高齢者住宅改造費 助成金	平 7	22	4,000	4,250	250	進を図る。 居宅で日常生活を営む上で、移動等に支障がある介護保険の要介護認定を受けている概ね 65 歳以上の高齢者又はその介助者が手すりの設置、段差の解消、トイレ・浴室等の改造を行った場合、その改造費の一部を助成する。	A	長期補助事業であるが、事業目的的からみて妥当である。	⑯→A 妥当である。
36	社会福祉施設整備 資金借入金補助金	平 11	18	3,250	3,250	0	老人福祉施設を運営する社会福祉法人の施設整備借入金への補助及び借入金利子の補給を行うことで、当該法人の施設整備の促進及び経営の健全化並びに入所者等への処遇の向上を図り、もって高齢者福祉の増進に寄与する。	A	妥当であるが、社会福祉法人といえども事業経営は自助努力が基本であり、自前調達化に向けた自助努力を引き続き要望する。また、特定団体等への面からも精査が必要である。交付期間や補給率についての不断の検討が求められる。	⑯→A 妥当とするが、社会福祉法人といえども自立運営が基本。今後自前調達化に向けた自助努力が求められる。
37	社会福祉施設整備 資金借入金利子補 助成金	平 11	18	69	118	49		A	妥当であるが、事業経営は自助努力が基本である。また、特定団体等へのかかる経費補助は長期となることから、公平性から精査が必要である。交付期間や補給率についての不断の検討が求められる。	⑯→<予算計上なし>
44	私立保育所整備費 借入金利子補給金	平 4	25	185	220	35	社会福祉法人が、私立保育園創設の際に施設整備資金として金融機関から融資を受けた場合、その利子の一部を補給することで、当該保育園の運営の安定化及び保育の向上を図る。	A	長期補助事業であるが、事業目的的からみて妥当である。ただ、奨励金単価については、市場価格を脱んだ不断の精査が必要である。	⑯→A 妥当である。
58	再生資源物回収事 業奨励金	平 3	26	101,787	103,904	2,117	地域のリサイクル活動である集団回収は、廃棄物の減量・資源化に有効であり、ごみ処理費の削減に寄与している。このことから、回収した再生資源物を市に登録している再生資源物収集運搬業者が収集し、適正に処理した量に対し奨励金を交付し、資源の再利用に寄与する。	A	長期補助事業であるが、事業目的的からみて妥当である。ただ、積算根拠（員数・単価）が不明確である。受入れ先の事前把握に努めるなど、積算根拠を明確に示されるよう要望する。	⑯→A 妥当である。 ⑳→A 増額の根拠が不明確。関係機関との情報交換を密にし、受入れ先の事前把握に努めるなど積算に当たって一定の工夫が必要。
61	障害者職場実習奨 励金	平 7	22	280	175	105	公共職業安定所、特別支援学校、市障害者就労支援センター、公共福祉施設等の紹介により、市内に居住する障害者を 6 日間以上の職場実習に受け入れた事業主に対し、奨励金を交付することで障害者の雇用を促進し、もって社会進出と生活の安定を図る。	A	長期補助事業であるが、事業目的的からみて妥当である。ただ、積算根拠（員数・単価）が不明確である。受入れ先の事前把握に努めるなど、積算根拠を明確に示されるよう要望する。	⑯→A 妥当である。 ⑳→A 増額の根拠が不明確。関係機関との情報交換を密にし、受入れ先の事前把握に努めるなど積算に当たって一定の工夫が必要。
70	農業近代化資金利 子補給金	昭 37	55	18	1	17	農業の近代化を推進するため、必要な生産施設整備の拡充、園芸作物等の施設化と機械化の促進を図るため、「農業近代化資金融通法」に基づき融資を受けた資金に対する利子補給を行う。	B	「農業関係補助金等全般への評価については」 別掲<(注1)参照> 現に融資を受けている者に対する利子補給、おむね妥当である。ただ、近代化を唱えて 55 年の長期補助事業となつてきていることを指摘する。	⑯→B 農業関係補助金については【表1】別掲（注2）を参照。 ⑳→A 妥当である。
73	農業振興資金利子 補給金	平 28	1	232	74	158	農業後継者及び新たに農業を営む者、経営の安定化と近代化を目指す者に融資機関を通じて農業振興資金を貸し付け、利子補給を行い、効率的で安定的な農業経営を推進する。	B	「農業関係補助金等全般への評価については」 別掲<(注1)参照> 現に融資を受けている者に対する利子補給、おむね妥当である。ただ、新規就農希望者がいないことは残念である。さらなる周知を徹底し、目的に沿った制度運用となることを期待する。	⑯→新規B 創設に当たっては、農業関係の従来資金との違いや整合性、必要性を明確にすることを要望。 ⑳→B 対象者に本事業の狙いの一つである新規就農希望者が一人もいない。周知等を含め何らかの工夫を要望。

78	中小企業資金融資 利子補給金	昭 43	49	12,219	14,117	1,898	中小企業資金融資の貸付者に対し、融資額の借入利息の一部を補助することで、中小企業事業者の負担の軽減と経営の安定に寄与し、市内中小企業者の育成と振興を図る。	A	長期補助となっているが、現在の貸付者に対する利子補給であることから妥当である。ただし、企業経営の基盤強化は自助努力が基本であり、かつ、かかる経費補助は長期化となることが、公平性の面からの精査は免れられない。交付期間や補給率についての不断の検討が求められる。	⑳→A 中小零細企業といえども経営基盤の強化策は企業の自助努力が基本。利子補給率等の圧縮に向けて産業振興策全体の中での継続的見直しが必要。 ㉑→A 長期補助となっていることに加え、企業経営の基盤強化は自助努力が基本である旨指摘してきている。利子補給率の圧縮等を含め、引き続きの検討を要す。
83	エコアクション21 認証登録支援事業 補助金	平 25	4	50	50	0	環境関係の認証制度である ISO の取得までは必要としない中小零細企業者が、それに代わるものとして、比較的安い費用で認証を得ることが可能な制度で、市内中小零細企業にとっては非常に有益な制度であり、当該認証を受けた企業の社会的な評価も上がるものと期待されている。このため、市内企業育成の観点から本制度の認証取得に要する費用を助成する。	B	事業目的を理解し、おおむね妥当とするが、実績に乏しい事業である。取得メリット等の周知による機運の醸成を優先的に行うことが必要と思われる。また、かかる実績から毎年度予算化する必要性には疑問がある。予算化は政策誘導的側面があることも理解するが、該当者が出た場合には補正予算で対応することも可能と考える。	⑳→A 平成 25 年度創設以来事業実績が上がっていない。当該認証取得効果・メリット等の積極的周知を要望。 ㉑→B 具体的補助対象者が示されていない。単に予算計上しているに過ぎず、安易ともみられる。また、当該認証取得についてのメリット等が今一つ見えない。メリット等を検討の上、幅広く周知、取得機運の醸成に努められることを要望。
84	流山花火大会事業 補助金	昭 51	41	6,000	6,000	0	伝統ある流山花火大会の開催を通じて、郷土愛の育成を図るとともに、市内外からの多くの来場者を迎える観光資源としての定着等を図り、交流人口の増加を目指す。	A	妥当であるが、できるだけ権収入増を図ることとで補助が透減化することを期待する。また、長期補助事業となっていることを指摘する。	⑳→A 妥当である。
85	ふるさと産品協会 事業補助金	平 1	28	350	400	50	郷土流山の土産品としてふさわしい、ふるさと産品の発掘及び推奨をはじめ、普及、宣伝活動を通じ、地域産業の発展及び市民のふるさと意識の高揚に寄与している「ふるさと産品協会」の事業活動に対する補助。	B	事業目的からおおむね妥当とするが、長期・固定化し、かつ目立った成果が見えない感がある。観光開発等との連携を強化し、魅力のあるふるさと産品の開発等具体的な成果を期待する。	⑳→B 一定の改善は見られるが、長期補助の割には効果的な新産品の開発、定着化に至っていない感がある。観光振興策との連携を深めるなど新たな視点からの研究・開発の必要がある。
86	観光協会事業補助 金	昭 46	46	350	350	0	流山市の観光振興の中心的役割を果たし、市に於ける観光の開発、施設の整備、観光宣伝等を行い、市の産業文化の向上に資するとともに、市民の福祉の増進に寄与している「観光協会」の事業活動に対する補助。	A	長期補助事業ではあるが、観光資源の掘り起し努力等も見え、補助自体は妥当とするが、依然具体的な成果に乏しい感否めない。上記ふるさと産品活動等との連携や、市民の知恵を結集した斬新さの見えの観光事業の開発を期待する。	⑳→A 新規事業を取り入れるなど一定の改善は認められるが、さらに、会員増強、自主事業による財源確保等自主・自立に向けての改善・検討の必要がある。
91	保存樹木・樹林補助 金	昭 48	44	1,238	1,310	72	良好な環境確保及び美観、風致を維持するため、所有者と共同でみどりの保全に取り組む事業で、巨木など風景を演出する樹林や樹形が特に優れている樹木を「保存樹木」、樹木の集団を「保存樹林」として指定し、その管理・保全を所有者・管理者に努めてもらうための報償的補助。	A	妥当であるが、長期補助事業となっていることを指摘する。	⑳→A 妥当である。

92	みどりのまちなみ整備事業補助金	昭 63	29	500	500	0	緑豊かな「ふるさと流山」の実現と災害発生時のブロック塀等の倒壊等の未然防止に資するため、「みどりのまちなみ整備事業(外構の生垣化)」を実施した市民に対する経費補助。	A	事業目的から妥当とすが、実績が減少している。長期補助事業ともなっており、事業内容について見直す時期到来の感がある。	⑳→A 妥当である。
95	児童生徒大会派遣事業補助金	平 18	11	1,952	1,952	0	市内小中学校の児童生徒が、学校及び本市を中心とする地区を代表して、県・関東・全国の各総合体育大会及び文化的コンクールに出場するための旅費等の派遣費の補助。	A	妥当である。	⑳→A 妥当である。
96	小中学校教育研究会補助金	平 3	26	892	892	0	流山市内 25 校の教職員が、教育現場実践上の諸問題について研究協議し、その解明を目指し、また、授業実践、実技研修を通して共同で研究・研修を重ね、教職員の資質向上、専門的な技術の向上を図り、児童生徒への指導力向上に資するための教育研究会活動に対する補助。	A	長期補助事業であるが、教職員の資質向上に資するものと認められ、妥当である。なお、研究活動の成果について、冊子化、データベース化し公開されていることを評価する。ただし、補助単価が一律となっている。実績に応じたものとするなど検討の余地がある。	⑳→A 長期・固定化にはあるが、教職員の資質向上に資するものと認められる。なお、研究活動の成果については、冊子化、データベース等により、さらに積極的公開に努められることを期待。
97	研究指定校活動事業補助金	平 3	26	1,400	1,400	0	文部科学省や千葉県教育委員会より研究指定を受け、または、流山市教育委員会の指定により、教育研究を深め、教職員の各教科・外国語活動・道徳等における資質の向上を図るための研究指定校として行う研究費用等に対する経費補助。	A	長期補助事業であるが、教職員の資質向上に資するものと認められ、妥当である。ただし、補助単価の妥当性についての検証が必要である。なお、具体的な事業内容、その成果等の公開については引き続きの検討を要する。	⑳→A 長期・固定化にはあるが、教職員の資質向上に資するものと認められる。ただし、長期事業の割には活動の成果が見えない。具体的な研究内容、成果等についての共有化の強化と積極的公開に努められることを期待。
98	進路指導対策費補助金	平 3	26	1,170	1,170	0	進路指導においては、生徒一人ひとりの希望と能力に応じ、自己実現を図ることが義務教育の使命である。時代の変化に柔軟に対応し、より正確な情報を収集し、適切な指導を進めるために必要な進路に係る経費に対する補助。	A	長期補助事業であるが、事業目的からみて妥当である。ただ、補助事業である以上、事業成果的なものの公開は最小限必要である。生徒の進路等に関する内容でありその対応に難しさがあることは理解するが、引き続き検討されることを要望する。	⑳→A 進路指導活動の成果について、各学校で保護者等に配布しているという点とだけでは不十分。冊子化、HP 化、データベース化等により、さらなる公開に努められることを期待。 ㉑→A 要望している「活動成果の公開等」については、市全体で共有できる取り組みを検討するなど一定の改善が見られることを評価。個人情報観点等から、適切的な公開には難しい面があるが、適切な事業内容・効果の公開について引き続きの検討を期待。
100	私立幼稚園心身障害児指導補助金	平 11	18	650	650	0	私立幼稚園に在園する心身に障害のある園児の指導に要する費用を助成することで、幼稚園の負担の軽減を図り、もって心身障害児の受入れを促進し、幼児教育の拡充に資する。	A	妥当である。	⑳→A 妥当である。 ㉑→A 妥当である。 ㉒→A 妥当である。

102	私立幼稚園 AED 設置事業補助金	平 20	9	337	337	0	「流山市子育てにやさしいまちづくり条例」の考え方に基づき、公立・私立の区分にとられず、私立幼稚園に対しても「AED」（自動体外式除細動器）の導入が進むように、設置に係る費用（再リースを含む。）の一部を補助することで、「子どもを安心して生み、みんなで子育てできる安心で安全な環境づくり」を推進する。	A	事業自体の必要性は認められることから、妥当とす。以前から指摘している再リース等の消耗品の更新等については各園の自助努力とならないか等についての対処方策等が依然見られない。引き続き検討を要望する。	⑳→A 本市園児の安全・安心上の施策等から当面の設置・リース料補助は妥当。ただ、今後の再リース等の際は各園自助努力による自前設置が望まれる。 ㉑→A 現行のままでは、補助の長期・固定化の可能性はある。また、私立幼稚園の経営自体は、自立が基本。導入後一定期間の助成は必要と考えるが、少なくとも、再リース・消耗品の更新等に当たっては各園の自助努力とならないかなど、補助のあり方について引き続きの検討を要望。
103	文化活動事業費補助金	昭 45	47	720	720	0	本市における文化芸術活動の普及と高揚を図るため、「流山市文化協会」の行う各種文化活動事業に対する補助。	B	事業目的からおおむね妥当とす。長期・固定化、既得権化している感がある。できる限りの催事収益増に努め、補助金の通減と自立化に向けた企画運営に期待する。	⑳→B 若干の改善は見られるが、補助の長期・固定化、マンネリ化は否めず。財源強化策等自主・自立化に向けた見直し・検討を要望。
107	博物館友の会研究誌等刊行事業補助金	平 18	11	100	100	0	市立博物館事業活動の支援及び郷土文化の発展を図るため「博物館友の会」が行う刊行事業に係る経費補助。	B	事業目的からおおむね妥当とす。少額補助で、かつ、長期・固定化し、さらには会員相互の親睦活動的要素も見え、既得権化の感もある。自費刊行事業等の自助努力により、自立化に向けたさらなる改善に期待する。	⑳→B 事業内容・成果は会員相互の親睦活動の印象は否めず、また、長期・固定化、既得権化の流れにある。自助努力等による自立化に向けた改善を要望。なお、「流山市活動団体公益事業補助金」との整合性について検討の必要がある。
108	姉妹都市少年スポーツ交流事業費補助金	昭 63	29	450	450	0	流山市と姉妹都市の少年スポーツ団体（野球、サッカー、剣道）が行うスポーツ交流に要する経費の一部補助。	A	事業目的から妥当とす。長期補助事業となっていることを指摘する。また、依然として参加種目が少ない。交流種目等事業内容について引き続きの検討を要望する。	⑳→B 現在参加事業が3団体（競技）に限られている。不公平感とならないか、交流種目等事業内容の検討を要望
111	ボーイスカウト・ガールスカウト連絡協議会活動事業費補助金	平 6	23	197	197	0	青少年健全育成の一翼を担う、市内に所属するボーイスカウト・ガールスカウトの各団が互いに協力し合って青少年の健全育成のために行う事業活動に対する経費の一部補助。	A	事業目的から妥当とす。長期補助事業となっていることを指摘する。団体の自助努力による自立化に向けた改善・検討の必要がある。	⑳→B 若干の改善は見られるが、補助が長期・固定化にある。団体の自助努力による自立化に向けた改善・検討の必要がある。
113	青少年指導センター補導員連絡協議会活動事業費補助金	昭 55	37	465	465	0	各中学校区単位の支部を組織し、青少年の非行防止活動や青少年社会環境浄化活動を実施することと、各地域において関係機関・団体との連携を進め、さらには一般市民との一体化した活動を展開し、青少年の健全育成を図る「連絡協議会」の事業活動に対する経費補助。	A	妥当であるが、長期補助事業となっていることを指摘する。	⑳→A 妥当である。
114	学校警察連絡協議会活動事業費補助金	昭 55	37	120	120	0	市内各学校並びに関係諸機関との連携を図るとともに、生徒指導の諸問題についての研修を深め、各学校における非行の早期発見と早期指導（防止）し、児童・生徒の健全なる保護育成を図る事業活	A	妥当であるが、長期補助事業となっていることを指摘する。	⑳→A 妥当である。

115	流山市指定文化財 保存等事業補助金	平 4	25	438	438	0	動に対する経費補助。 市内に存する文化財のうち、「市文化財保護条例」に基づき指定されたもの又は認定された保持者・団体について、適正な保存管理、保護、継承を図るために要する経費補助。	A	長期補助事業であるが、事業目的からみて妥当である。	⑯→A 妥当である。
116	小中学校体育連盟 補助金	平 3	26	1,656	1,656	0	市内小中学校の児童・生徒の体力向上及び競技力の向上を図り、また、競技大会や技術講習会を通して、児童生徒の交流を深め、スポーツマンシップを育み、心身共に健康な児童・生徒の育成を目指す「体育連盟」の事業活動に対する経費補助。	A	事業目的から妥当とするとするが、長期補助事業となっており、運営費のほぼ全額を補助金に依存している点は依然として公平性の面で疑問があるとともに、積算根拠が不明瞭である。検討を要望する	⑯→B 補助が長期・固定化。また、本補助金のみで事業経費のほぼ全額を賄う運営方法は、県及び他市との連携の下で検討・改善されることを要望。
117	少年野球事業補助 金	昭 53	39	500	500	0	少年野球の健全なる発展と技術の向上を図るため、市内の少年野球 16 チームを統括し、東葛地区連盟や千葉県少年野球連盟傘下として大会の開催や技術の向上及び発展のための指導研究、指導育成の活動を行っている団体に対する経費補助。	B	長期・固定化した事業といえるが、目的自体は理解できることからおおむね妥当とするとする。ただし、種目が多様化している現状で、限られた種目だけというものは公平性の観点からも疑問。他の種目との整合性と自立化に向けた検討を求めるとする。	⑯→B 少年スポーツ振興に寄与することとは理解できるが、任意団体活動であり、本来自主運営が基本。自立化に向けた改善努力が必要。また、他種目団体等との不公平感等についての検討も必要。
118	市民体育大会等事 業補助金	昭 35	57	4,000	4,000	0	市民体育大会をはじめとする各種スポーツ大会やスポーツ講習会の開催、スポーツ指導員の養成とその普及活動に取り組んでいる「流山市体育協会」の事業活動に対する経費補助。	B	事業目的からおおむね妥当とするとするが、本市補助金等の中で最長期間の補助金であり、固定化は否めない。自立化に向け、自主財源の強化策を含めた斬新な企画・運営を期待する。	⑯→B 本市補助金等の中で最長期間の補助金。若干の改善は見られるが、依然として固定化、マンネリ化は否めず。事業運営の在り方を含め、自主財源の強化策等についての見直し、検討が必要。
119	県民体育大会出場 選手派遣事業補助 金	昭 57	35	1,350	1,350	0	千葉県、千葉県教育委員会及び千葉県体育協会等が主催する第 66 回千葉県民体育大会に、流山市代表として参加する選手を市体育協会に選抜して派遣する。その費用のうち保険料と交通費及び宿泊費の一部補助。	A	長期補助事業であるが、事業目的からみて妥当である。	⑯→A 妥当である。
120	少年サッカー事業 補助金	昭 61	31	180	180	0	少年サッカーの健全なる発展と技術の向上を図るため、市内の少年サッカー 7 団体を統括し、少年サッカー大会の開催や市代表チームの派遣、指導者の育成講習会の開催等の活動を行っている団体に対する経費補助。	B	長期・固定化した事業といえるが、目的自体は理解できることからおおむね妥当とするとする。ただし、種目が多様化している現状で、限られた種目だけというものは公平性の観点からも疑問。他の種目との整合性と自立化に向けた検討を求めるとする。	⑯→B 少年スポーツ振興に寄与することとは理解できるが、任意団体活動であり、本来自主運営が基本。自立化に向けた改善努力が必要。また、他種目団体等との不公平感等についての検討も必要。
以上一般会計補助金等（49 件）計							393,555	249,066	144,489	
121	人間ドック等利用 助成金 （特別会計）	平 7	22	54,600	55,800	1,200	国保被保険者に対する保健事業の一環として、人間ドックを利用する場合の検査費用の一部を助成することで、被保険者の健康の保持及び増進を図り、もって国民健康保険事業の健全な運営に寄与する。	A	長期補助事業であるが、事業目的からみて妥当である。なお、国保事業は今般の改革により、平成 30 年度から「県が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業運営の確保等を行う。」こととされているから、改革の狙いの一つである市一般会計への依存体質からの早期脱却を期待する。	⑯→B 本制度は、一般会計からの繰入金に多く頼っている現状にある。助成に当たっては、より一層適正な運用・改善に努められることを要望 ⑰→A 検査項目を追加するに当たり、検査項目を選択性とし、助成額を 7 割助成から定額助成に減額、MRI 検査を 3 年に一度とするなど一定の経費抑制策が図られている。しかし、利用者の増に比例し

			448,155	304,866	143,289	<A評価> 40件、<B評価> 9件、<C評価> 0件、<D評価> 0件、<E評価> 0件、<F評価> 0件、<G評価> 0件、<H評価> 0件、<I評価> 0件、<J評価> 0件、<K評価> 0件、<L評価> 0件、<M評価> 0件、<N評価> 0件、<O評価> 0件、<P評価> 0件、<Q評価> 0件、<R評価> 0件、<S評価> 0件、<T評価> 0件、<U評価> 0件、<V評価> 0件、<W評価> 0件、<X評価> 0件、<Y評価> 0件、<Z評価> 0件		<p>て自然増的に助成金が増加することについて、国保運営協議会等を通じ、引き続きの検討を要望。</p> <p>⑩→A 本審議会としては、現行のままで、利用者の増加に比例して助成金が増加することになり、もしも国保会計の改善がなければ、一般会計からの繰り入れに頼らざるを得ない状況が限りなく続くことに警鐘を鳴らしている。引き続き国保運営協議会等を通じ、対応策等の検討を要望。</p>
	書面審査補助金等（50件）合計						評価対象から除外	1件